

健康保険組合からのお知らせ（一部負担金等の取扱期間の延長等）

—平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様へ—

ジェイアールグループ健康保険組合

平成 30 年 7 月豪雨による災害により被害にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。さて、被災日以降実施されてきた一部負担金等の免除措置について、令和 2 年 1 月以降の免除対象期間が、下記のとおり延長となりましたのでご連絡致します。

1. 一部負担金等の免除対象期間の延長

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 6 月末日まで

2. 免除証明書の交付方法

(1) 継続交付 申請は不要

一部負担金等免除対象者の方に対し、有効期限を延長した「健康保険一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」という。）を交付（事業主経由）します。

(2) 新規交付 「健康保険一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書（写）」を添付の上、（事業主経由）で当健保宛に申請してください。

○「免除証明書」の返納について

現在お手元にある令和元年 12 月 31 日までの有効期限の免除証明書を、速やかに返納ください。

（健保事務センター NTT 03-5334-1029 平日 10:00 ～ 17:00）